

2026（令和8）年7月28日

北陸新幹線建設局の追加音源対策の設計業務に係る入札事案に 関する調査報告書の公表について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、本年3月に北陸新幹線建設局が発注した2件の役務（「北陸新幹線、小松駅における追加音源対策に関する設計」及び「北陸新幹線、加賀温泉駅における追加音源対策に関する設計」）に関し、入札手続きの公正性に疑義が生じたことから、事実関係等の調査を行いました。

その結果、当機構職員により、入札に関わる非公表とすべき情報の漏えいがあったこと、また、入札参加者同士が公示期間中に入札に関する会話を交わすなどの不適切な行為があったことが判明しました。

当機構が発注する案件において、このような不祥事が発生したことは極めて遺憾であり、関係者に対する厳正な処分等を行うとともに、事実関係等についての調査結果を別添のとおり公表いたします。

なお、当該2件の役務については、入札手続きの瑕疵があったとして、5月29日に入札を無効とし、落札決定を取り消しております。

＜本件に関するお問合せ先＞
経営企画部広報戦略課
TEL 045-222-9101

北陸新幹線建設局の追加音源対策の設計に係る 入札事案に関する調査報告書（概要）

1. はじめに

本報告書は、令和8年3月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）北陸新幹線建設局（以下「北陸局」という。）が発注した2件の役務（「北陸新幹線、小松駅における追加音源対策に関する設計」（以下「小松案件」という。）及び「北陸新幹線、加賀温泉駅における追加音源対策に関する設計」（以下「加賀案件」という。））に関し、入札手続きの公正性に疑義が生じたことを受けて実施した調査の結果を取りまとめたものである。

2. 経緯

- （1）令和8年4月10日、北陸局は、小松案件及び加賀案件の落札決定を行った（小松案件の落札者はa社、加賀案件の落札者はb社）。
- （2）4月20日、北陸局は、a社より、入札過程において一部疑義が生じる事柄が確認されたことから契約締結を辞退したいとする辞退届を受領した。
- （3）関係者への聞き取り調査の結果、入札手続きに瑕疵があったことが判明したため、北陸局は、5月29日、小松案件及び加賀案件の2件の入札を無効とし、落札決定を取り消した。事実関係の更なる調査のため、機構は、同日、理事長を委員長とする内部調査委員会を設置した。

3. 調査結果（概要）

内部調査委員会の調査により、以下の事実が認められた。

- ①北陸局計画部計画課課長補佐Bは、小松案件の公示期間中の令和8年4月3日、入札参加者a社の担当者αに、小松案件に関する非公表とすべき予定価格・調査基準価格に関する情報及び他の入札参加者（b社）に関する情報を教示した。**【機構の発注者綱紀保持規程に違反する行為・入札談合等関与行為防止法に違反するおそれのある行為】**
- ②課長補佐Bからb社の連絡先を聞いたa社の担当者αは、4月6日、b社の担当者βに連絡を取り、両者は小松案件及び加賀案件の入札に関する内容（入札参加の意思、入札金額等に関する事）の会話を電話で行った。**【機構の契約申込心得に違反する行為】**

これらのことから、小松案件及び加賀案件については、入札手続きの公正性が保たれていなかったものと認められる。

なお、課長補佐Bは、a社の担当者αに入札に関する情報を伝えたのは、入札の不調・不落があった場合、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の認可上の工事完成予定時期（令和9年度末）に間に合わなくなるおそれがあるためなどと説明している。

3. 関係者の処分等及び再発防止対策

機構は、関係者の処分等を厳正に行うとともに、再発防止のための取組みを実施することとする。

別添

北陸新幹線建設局の追加音源対策の
設計業務に係る入札事案に関する調査報告書

令和8年7月28日

鉄道・運輸機構

目 次

はじめに

1. はじめに	1
2. 調査・検討の方針・体制	1

I 調査結果

1. 小松案件及び加賀案件に係る調査について	5
2. 小松案件及び加賀案件以外の案件の調査等について	1 2
3. まとめ	1 3

II 関係者の処分等及び再発防止対策

1. 関係者の処分等	1 4
2. 当面の再発防止対策	1 4

参考資料

・北陸新幹線（長野・金沢間）の概要	1 7
・駅施設における追加音源対策の概要	1 8
・鉄道・運輸機構組織図（抄）	1 9
・北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における 情報漏えい事案等に関する再発防止対策【概要】	2 0
・参照条文	2 1

はじめに

1. はじめに

本報告書は、令和8年3月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）北陸新幹線建設局（以下「北陸局」という。）が発注した2件の役務（「北陸新幹線、小松駅における追加音源対策に関する設計」（以下「小松案件」という。）及び「北陸新幹線、加賀温泉駅における追加音源対策に関する設計」（以下「加賀案件」という。））に関し、入札手続きの公正性に疑義が生じたことを受けて実施した調査の結果を取りまとめたものである。

2. 調査・検討の方針・体制

小松案件及び加賀案件の落札決定後の令和8年4月20日（月）に、小松案件の落札者であるa社より、小松案件の入札過程において一部疑義が生じる事柄が確認されたことから契約の締結を辞退したいとする辞退届を受領したことを踏まえ、同月23日（木）に北陸局において公正入札調査委員会を設置し、小松案件を担当した職員とその上司に対する聞き取り調査等を実施した。聞き取り調査等の結果、小松案件及び加賀案件において、機構職員による情報漏えいを含めた入札手続の瑕疵があったことが判明したため、令和8年5月29日（金）に小松案件及び加賀案件の2件の入札を無効とし、落札決定を取り消した。

機構職員による情報漏えいは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第8条に違反する疑いがある行為であるが、この落札決定取消しの時点では、事実関係に不明な点が多く、更なる調査が必要であることから、機構は、令和8年5月29日（金）に内部調査委員会を設置した。内部調査委員会では、機構職員の関与の実態がどのようなものであったか等について調査を行った。

内部調査委員会の目的、体制等は次のとおりである。

(1) 内部調査委員会の概要

ア 目的

入札談合等関与行為防止法第8条に違反する疑いがある行為が判明したことを踏まえ、機構職員の関与の実態がどのようなであったか等について調査審議すること。

イ メンバー

委員長	理事長
副委員長	副理事長
委員	理事長代理、理事（経営企画・総務担当）、理事（経理資金・施設管理担当）、監査・事業監理統括役、建設企画統括役、監査部長、総務部長、調達契約部長

ウ 委員会の開催実績

第1回 令和8年6月 3日（水）
第2回 令和8年7月14日（火）
第3回 令和8年7月28日（火）

エ 調査概要

- ① 小松案件及び加賀案件の発注に関して、法令等違反行為がなかったかなどについて、聞き取り調査を実施したほか、担当職員2名（後述する担当課長A及び課長補佐B）については令和7年10月以降の電子メールの内容も確認した。

実施日：令和8年6月9日（火）～6月16日（火）
調査者：理事（経営企画・総務担当）、理事（経理資金・施設管理担当）、総務部長、総務部総務課長、同人事課長、調達契約部契約管理課長、同契約業務課長
対象者：当該発注案件の担当職員及びその上司 8名

このほか、小松案件及び加賀案件の入札参加者についても、文書等により調査を依頼し、得られた情報については、本調査の結果に反映させた。

- ② 北陸局において小松案件及び加賀案件の担当職員２名（後述する担当課長Ａ及び課長補佐Ｂ）が令和３年４月以降に関与した発注案件（小松案件及び加賀案件を除く。）８件に関して、法令等違反行為がなかったかなどについて聞き取り調査を実施した。

実施日：令和８年６月１１日（木）～６月１６日（火）

調査者：総務部総務課長、同人事課長、調達契約部契約管理課長、同契約業務課長

対象者：該当する発注案件の担当職員及びその上司 ７名

- ③ 北陸局の過去２年度分（令和６、７年度）の発注案件（北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工事・役務）２８件に関して、法令等違反行為がなかったかなどについて聞き取り調査を実施した。

実施日：令和８年６月９日（火）～６月１８日（木）

調査者：総務部総務課長、同人事課長、調達契約部契約管理課長、同契約業務課長

対象者：該当する発注案件の担当職員及びその上司と部下 ５２名

- ④ 北陸局の建築工事等に対する技術支援を行う鉄道技術センターの建築部門の職員のうち、①の発注に関係する職員に対して、法令等違反行為がなかったかなどについて聞き取り調査を実施した。

実施日：令和８年６月１０日（水）～６月１２日（金）

調査者：総務部長、総務部総務課長、同人事課長、調達契約部契約管理課長、同契約業務課長

対象者：関係する部署の職員 ９名

※調査対象は重複している場合でもそれぞれ計上している。

(2) 調査に関する経緯

令和8年3月 2日(月)	北陸局は、小松案件及び加賀案件の入札手続開始の公示を行った。
3月16日(月)	a社は小松案件の、b社は小松案件及び加賀案件の参加表明書を北陸局に提出した。
3月25日(水)	北陸局は、小松案件の入札参加者としてa社及びb社を、加賀案件の入札参加者としてb社を指名した。
4月 6日(月)	午前、b社は北陸局に小松案件及び加賀案件の入札書を提出した。 夕刻、a社は北陸局に小松案件の入札書を提出した。
4月10日(金)	北陸局は、小松案件及び加賀案件の開札を行い、落札決定を行った(小松案件の落札者はa社、加賀案件の落札者はb社)。
4月16日(木)	北陸局は、小松案件の落札者であるa社より、コンプライアンスに違反する行為が社内で発覚したため小松案件の契約を辞退したい旨の電話連絡を受けた。
4月17日(金)	北陸局は、a社から対面でヒアリングを行った。ヒアリングにおいて、a社から、辞退届を提出したいとの話があった。
4月20日(月)	北陸局は、a社より、小松案件の入札過程において一部疑義が生じる事柄が確認されたことから契約の締結を辞退したいとする辞退届を受領した(書面上の日付は4月17日)。
4月23日(木)	北陸局は、公正入札調査委員会を設置した。
5月29日(金)	公正入札調査委員会において、関係者への聞き取り調査等の結果、入札手続に瑕疵があったことが判明したため、北陸局は、小松案件及び加賀案件の2件の入札を無効とし、落札決定を取り消した。
同日	機構は、理事長を委員長とする内部調査委員会を設置した。

I 調査結果

1. 小松案件及び加賀案件に係る調査について

(1) 発注の概要

北陸新幹線（金沢・敦賀間）（令和6年3月16日開業）は、機構が建設を行い、開業後は、機構が鉄道施設を保有し、営業主体である西日本旅客鉄道株式会社に貸し付けている。

機構においては、列車の走行に伴う騒音に対し、建設段階での対策として、防音壁や吸音板の設置といった音源対策を実施している。しかし、実際の騒音レベルは列車が走行して初めて判明することから、現地の条件によっては、想定以上の騒音が発生し、環境省が定める環境基準値を超過してしまう場合がある。そこで、同区間の開業前後にかけて、沿線地域における列車の走行に伴う騒音の測定を行い、環境基準値を超過していることが判明した場合は、各種の騒音対策を実施することとしている。騒音対策に当たっては、開業後の新幹線構造物に対して追加で音源対策工事を実施する場合があるが、トンネルや高架橋などの土木構造物に関しては土木工事、駅施設に関しては建築工事として行われる。このような開業後に行われる工事（いわゆる残工事）は、北陸新幹線（金沢・敦賀間）建設事業の認可上の工事完成予定時期である令和9年度末までに完了することとされている。

同区間の土木構造物全体の追加音源対策については、工法の検討及び具体的な設計業務を実施するため、簡易公募型競争入札方式（発注する業務の実施に係る技術的適性を把握するための参加表明書の提出を幅広く求め、提出者の中から入札参加者を機構が指名する方式）による入札を行った上で、令和5年11月に○社と契約を締結した。一方、駅施設の追加音源対策については、令和6年12月に芦原温泉駅付近の騒音が環境基準値を超過していることが判明し、芦原温泉駅の追加音源対策工事を行うこととなった。芦原温泉駅の追加音源対策工事の工法の検討及び設計業務については、既に土木構造物の追加音源対策の工法の検討を実施していた○社との契約を変更することが合理的であると判断し、○社との契約を令和7年8月19日に変更して業務を追加することとした。芦原温泉駅では、列車通過時の空気圧を逃がすために駅の外壁に設けられた開口部で外部への騒音が発生していることから、外壁開口部付近に吸遮音板を設置する工事を実施し、音の伝播を抑制

し、騒音レベルの低減を図ることとなった。なお、c社は、この芦原温泉駅の追加音源対策の設計業務に関しては、同駅の建設の際に設計業務を行ったb社に一部再委託を行った。

一方、小松駅及び加賀温泉駅においては、令和7年9～10月に騒音が環境基準値を超過していることが判明したことから、令和7年10月に追加音源対策の工事を行うことを決定した。小松駅及び加賀温泉駅の追加音源対策については、騒音の発生の原因等が芦原温泉駅と同様であったことから、芦原温泉駅と同様の工法とすることとした。このため、設計業務のみを発注すれば足りることから、既存の契約の変更ではなく、新規に駅ごとに発注することとした。なお、小松駅の建設の際はa社が、加賀温泉駅の建設の際はb社が、それぞれ設計業務を行っていた。

北陸局は、小松駅及び加賀温泉駅の追加音源対策工事の設計業務について、令和8年3月2日（月）、入札手続開始の公示を行った。

発注方式は、簡易公募型競争入札方式を採用しており、小松案件はa社及びb社の2者、加賀案件はb社の1者から参加表明書が提出され、北陸局は、それぞれ、令和8年3月25日（水）にこれらの事業者に対し、入札参加者の指名を行った。

b社は、令和8年4月6日（月）午前小松案件及び加賀案件について入札書を提出した。a社は、同日夕刻に小松案件について入札書を提出した（なお、入札書の提出締切は、加賀案件は4月8日（水）10時30分、小松案件は同日11時00分であった。）。北陸局は、令和8年4月10日（金）に開札を行い、小松案件はa社、加賀案件はb社を落札者と決定した。

（2）北陸局内の業務体制

北陸局では北陸新幹線（金沢・敦賀間）の建設中は、建築関係の業務を担当する建築部が設置されていたが、同区間の開業後は業務量が縮減したため、令和6年4月に建築部を廃止し、その後は建築担当の職員を計画部に2名（担当課長1名及び計画課課長補佐1名）のみ配置している。

小松案件及び加賀案件は建築関係の業務であるため、これらの案件の発注内容や参加要件の検討、仕様書や積算書の作成などの発注関係の業務は、北陸局計画部計画課内で、建築系統の職員である担当課長A及び課長補佐Bが担当を務めていた。計画課長Cは土木系統の職員であり、建築関係の案件については、担当課長Aに概ね任せていた。

北陸局計画部計画課の建築担当においては、建築関係の事業者の担当者の名前・連絡先を名簿等で整理することはせず、事業者への連絡が必要になった場合には、過去の業務に関連して名刺交換を行った担当者に適宜連絡を取ることとしていた。令和8年4月の時点では、a社は α 、b社は β を、連絡先として認識していた。なお、b社の担当者 β は、機構のOBである。

(3) 機構における発注者と受注者の接触等に関する規則等

機構が実施する工事、役務等の発注においては、法令遵守、綱紀保持等の観点から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）において、以下のような規則等が定められている。

- ・発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。かつ、入札談合等関与行為防止法等に抵触する行為をしてはならない。（発注者綱紀保持規程第3条第1項）
- ・発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該秘密に係る発注担当職員以外の職員その他の者にこれを教示・示唆をしてはならない。（発注者綱紀保持規程第7条第1項）
- ・入札参加者は、入札等に当たっては、他の入札参加者等と入札意思、入札価格等についていかなる相談も行ってはならない。（契約申込心得第8条第2項）
- ・入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格等を意図的に開示してはならない。（契約申込心得第8条第3項）

(4) 内部調査委員会で判明した小松案件及び加賀案件に係る事実関係等

ア 令和8年4月3日（金）の課長補佐Bとa社の担当者 α との電話

課長補佐Bは、小松案件の公示期間（入札の公示日から落札決定日までの間をいう。以下同じ。）中の令和8年4月3日（金）の業務時間終了後、

自宅から、入札参加者である a 社の担当者 α に、私用携帯を使用して電話をした。

a 社は、課長補佐 B との電話において、担当者 α が以下の内容を伝えられたと説明している。

- ① 小松案件の予定価格と調査基準価格（工事・役務の品質確保対策のために行う低入札価格調査の基準となる金額）を機構が提示している参考人工で計算した場合に算出される金額
- ② 小松案件の入札参加者は 2 社（a 社及び b 社）であること
- ③ b 社に連絡してほしいとの意向

これに対し、課長補佐 B は、上記①及び②については認めているものの、③については話していないと説明している。

なお、小松案件の予定価格及び調査基準価格は、数量、単価等がすべて公表されており、積算に関する知識があれば誰でも算出することが可能な金額であった。ただし、金額そのものは、非公表であった。

イ 令和 8 年 4 月 6 日（月）朝の課長補佐 B から a 社の担当者 α に送付されたメール

課長補佐 B は、4 月 6 日（月）の朝、a 社の担当者 α に対し、b 社の担当者 β の連絡先をメールで送付した。

この点に関し、課長補佐 B は、4 月 3 日（金）の電話で a 社の担当者 α から b 社の担当者の連絡先を聞かれたので週明けにメールで伝えたと説明しているが、a 社は、4 月 3 日（金）の電話で課長補佐 B から b 社の担当者の連絡先を知っているか聞かれ、担当者 α が「知らない。」と回答したところ、課長補佐 B から b 社の担当者 β の連絡先がメールで送られてきたものであると説明している。

ウ 令和 8 年 4 月 6 日（月）午前の b 社からの入札書の提出

b 社は、4 月 6 日（月）の午前、電子入札システムにて、小松案件及び加賀案件の入札書を北陸局に提出した。

エ 令和 8 年 4 月 6 日（月）の a 社の担当者 α と b 社の担当者 β との電話

a社の担当者αは、4月6日（月）の午後、b社の担当者βと電話で会話を交わした。

a社は、この電話において、担当者αがb社の担当者βに対し、

- ① 機構からb社に連絡するよう依頼されたこと
- ② a社が小松案件に参加表明をしている旨

を伝えたが、小松案件の具体的な応札予定価格等は示していない、と説明している。

これに対し、b社は、①について、a社の担当者αから「機構から担当者βの連絡先を聞いた。」との話があったものの、機構からの指示等で電話をしたとは聞いていないと説明している。また、②について、a社の担当者αから、小松案件は取りに行く、という趣旨の発言があったと説明している。

この電話において、b社の担当者βは、a社の担当者αに、以下の内容を伝えた。

- ③ b社が小松案件の入札に参加していること
- ④ b社としては加賀案件の方に力を入れており、小松案件はさほど前向きではないこと
- ⑤ b社の小松案件の入札金額が予定価格に近い金額であること

a社は、上記③～⑤の内容について、b社の担当者βから一方的に話されたと説明しているが、b社は、a社の担当者αから質問されたためにそれに回答したものであると説明している。

また、機構から公示期間中にb社に連絡を取った事実は、認められなかった。

オ 令和8年4月6日（月）夕刻のa社からの入札書の提出

a社は、4月6日（月）の夕刻、電子入札システムにて、小松案件の入札書を北陸局に提出した。

a社は、b社の担当者βから小松案件の入札金額が予定価格に近い金額であるとの情報を得たことを踏まえ、当初予定していた金額より上乗せ（約3%）をした金額で応札したと説明している。

(5) 上記事実関係等の背景事情等

ア 上記(4)アの令和8年4月3日(金)の課長補佐Bとa社の担当者αとの電話に関して

課長補佐Bは、a社の担当者αに入札に関する情報を伝えたのは、以下の理由によると説明している。

- ① 入札の不調・不落があった場合、再入札等の手続に時間がかかり、追加音源対策工事のしゅん功が認可上の工事完成予定時期(令和9年度末)に間に合わなくなるおそれがあるため、不調・不落を回避したかった。
- ② 調査基準価格を下回る低入札となると、入札参加者は外部の照査技術者を配置する必要があるなど、調査等に労力・コストを要することとなる。これを避けるため、入札参加者が辞退してしまい、再発注をしても入札に参加しないおそれがある。
- ③ 小松駅の建設の際の設計を実施したのがa社であることから、今回の小松案件もa社が設計をやるのがいいのかなと思っていた。a社に電話をした際、入札でa社に取らせようという意図はなかったものの、他の入札参加者の情報を提供すれば入札参加者同士で何らかの調整がなされるのではないかという認識は、ないわけではなかった。
- ④ 上司である担当課長Aからa社に連絡するよう、指示された。具体的には、担当課長Aとの間で小松駅はa社が落札した方がよいという話になり、担当課長Aに「a社に何か連絡を取りますか。」と尋ねたところ、「じゃあ、お願いします。」と言われたため、a社に電話した。

一方、課長補佐Bの上司である担当課長Aは、課長補佐Bに対してa社に連絡するよう指示はしていないと説明しており、また、他に担当課長Aが関与したことを裏付ける証言や証拠は、確認できなかった。

また、担当課長A及び課長補佐Bの上司を含め、これ以外の機構の職員の情報漏えいへの関与も、認められなかった。

小松駅及び加賀温泉駅の追加音源対策については、設計完了後に必要な工事の発注を行い、その工事が認可上の工事完成予定時期である令和9年度末までに完了する必要があるあった。このため、北陸局及び本社新幹線部においては、スケジュールについて検討していたが、本件の入札が不調・不

落となった場合の対策（再発注など）の検討は行われており、不調・不落を恐れるような状況ではなかった。

このような状況については、担当課長A及び課長補佐Bにも情報共有されていたが、課長補佐Bは、建築設計コンサルタントの事業者数が少ないため、不調・不落があった場合には認可上の工事完成予定時期が守れなくなるリスクがあると思っていたと説明している。

このほか、課長補佐Bは、以下のような説明をしている。

- ・ 事業者に対して予定価格等の入札に関する秘密を教示することが入札談合等関与行為防止法に違反することや、公示期間中に入札参加者に連絡を取ることが発注者綱紀保持規程に違反することは、認識していた。
- ・ 自宅から私用携帯を使用してa社の担当者αに連絡したのは、このような連絡がコンプライアンス違反であることを認識した上で、こっそり連絡を取るためである。
- ・ a社の担当者αに伝えた小松案件の予定価格及び調査基準価格に関する金額は、自身は把握していなかったため、担当課長Aから教示された金額を伝えた。（この点に関し、担当課長Aは、自分は課長補佐Bに金額を教示していないし、これらの金額は課長補佐Bが自ら計算することができるものであると説明している。）

イ 上記（４）エの令和8年4月6日（月）のa社の担当者αとb社の担当者βとの電話に関して

a社の担当者αがb社の担当者βに連絡し、小松案件の入札に関する会話を交わした理由は、課長補佐Bからb社に連絡するように言われ、その後担当者βの連絡先を受領したためであると説明している。

b社は、a社の担当者αから連絡を受けたb社の担当者βが小松案件及び加賀案件の入札に関する会話を交わした理由について、最初は知らない相手であったが機構から連絡先を聞いたとのことだったので聞かれたことに丁寧に対応した、自社は既に入札を終えており油断してしまった、と説明している。

(6) その他小松案件及び加賀案件に関する事項

機構の職員が a 社及び b 社から金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けた形跡は認められなかった。

小松案件及び加賀案件に関わった b 社の担当者 β は機構の O B であったが、調査の中で、担当課長 A 及び課長補佐 B と b 社の担当者 β との間では、一般的な挨拶のほか、過去の発注事案に関連するやりとり、参考見積の徴取などが行われていた事実は確認できたものの、それ以上の過度に深い付き合いなど、入札の公正性を疑わせるような事実は認められなかった。

b 社が小松案件及び加賀案件の入札書を提出したのは a 社の担当者 α と電話で会話を交わす前の時点であり、a 社の担当者 α との会話が入札価格等に影響を与えることはなかったものと考えられる。一方、a 社が小松案件の入札書を提出したのは b 社の担当者 β と電話で話した後の時点であり、a 社は、b 社の担当者 β から小松案件の入札金額が予定価格に近い金額であるとの情報を得たことを踏まえ、応札価格を当初予定していた金額より上乗せして応札したと説明している。しかしながら、小松案件及び加賀案件は、いずれも、落札決定は行っていたものの、契約締結前に落札決定を取り消し、契約締結には至っていなかったため、a 社及び b 社の行為により機構に損害が生じたと言えるだけの材料は得られなかった。

2. 小松案件及び加賀案件以外の案件の調査等について

小松案件及び加賀案件以外に、上記「はじめに」の 2. (1) エの調査概要に記載した案件についても、聞き取り調査等を行った。

聞き取り調査等の結果は、以下のとおりであった。

- ・ いずれの発注案件についても、予定価格等の非公表情報の漏えい等の事実は、認められなかった。
- ・ いずれの発注案件についても、利害関係者から贈与等を受けたという事実は、認められなかった。
- ・ いずれの発注案件についても、発注に関して、工期の切迫により過度のプレッシャーを感じるような状況があったという事実は、認められなかった。
- ・ その他、現在及び過去に法令等違反行為を行った事実は、認められなかった。

- ・ 現在及び過去に自分以外の者が法令等違反行為を行っているのを見聞きしたとの事実も、認められなかった。
- ・ 機構の職員とOBとの過度に深い付き合いなど、入札手続きの公正性を疑わせるような事実は、認められなかった。

3. まとめ

以上の調査により、関係者の間で説明内容に相違のある事項については事実と断定することは困難であるが、相違のない説明内容を基に判断すると、小松案件及び加賀案件に関して、次の事実が認められる。

- ① 北陸局計画部計画課課長補佐Bは、小松案件の公示期間中である令和8年4月3日（金）、入札参加者であるa社の担当者αに、小松案件に関する非公表とすべき予定価格及び調査基準価格に関する情報並びに他の入札参加者に関する情報を教示した。
 - ② 小松案件及び加賀案件の公示期間中である令和8年4月6日（月）、入札参加者同士であるa社の担当者αとb社の担当者βが、両案件の入札に関する内容（入札参加の意思、入札金額等に関する事）の会話を電話で行った。
- ・ 課長補佐Bが行った①の行為は、発注者綱紀保持規程第7条第1項に違反するものであり、また、入札談合等関与行為防止法第8条に違反するおそれのあるものである。
 - ・ a社の担当者α及びb社の担当者βが行った②の行為は、契約申込心得第8条第2項及び第3項に違反するものである。
 - ・ これらのことから、小松案件及び加賀案件については、入札手続きの公正性が保たれていなかったものと認められる。

Ⅱ 関係者の処分等及び再発防止対策

上記のとおり、機構が発注する案件において、機構職員により非公表とすべき情報の漏えいがあったこと、また、入札参加者による不適切な行為があったことは、極めて遺憾である。機構としては、関係者の処分等を厳正に行うとともに、再発防止のための取組みを実施することとする。

1. 関係者の処分等

(1) 職員の処分等

機構は、課長補佐Bに対し、停職（3か月）の処分を行うこととした。

また、機構は、上記処分と併せて、課長補佐Bを管理監督する立場であった職員に対し、機構就業規則に基づく措置（厳重注意）を実施することとした。

(2) 役員の給与自主返納

以下のとおり、機構の役員が給与の自主返納を行うこととした。

理事長	: 給与自主返納（1割1か月）
副理事長	: 給与自主返納（1割1か月）
理事長代理	: 給与自主返納（1割1か月）
理事（北陸新幹線・九州新幹線担当）	: 給与自主返納（1割1か月）

(3) 事業者に対する措置

機構は、a社及びb社に対し、必要な指導を行うこととした。

2. 当面の再発防止対策

機構では、平成26年の「北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等に関する調査報告書」（以下「融雪・消雪事案報告書」という。）にある再発防止対策に取り組んできたところである。しかしながら、機構では、残念ながら、昨今、コンプライアンス上の問題となる事案が発生している。

本報告書に記載している小松案件及び加賀案件以外にも、以下のような発注者綱紀保持規程等に違反する事案が発生している。

[発注者綱紀保持規程等違反事案]

令和7年4月～11月、機構の鉄道技術センター電気部において、管理職である4名の職員が、事業者等との応接に関して、

- ・ 応接状況を応接者以外の者から容易に視認できない場所にてドアを閉塞した状態で事業者と打合せを行う
- ・ 事業者との応接を単独で対応する

など、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに違反する行為を計12回行った。当該職員に対しては、厳正に人事上の措置を実施した。なお、この件に関して、機構においてヒアリング等を実施した結果、談合や情報漏えい等の事実は認められなかった。

機構では、このようなコンプライアンス上の問題となる事案が発生している事態を深刻に受け止め、融雪・消雪事案報告書にある再発防止対策の実施状況について改めてレビューを行った上で、コンプライアンス上の問題が再発しないよう、発注者綱紀保持を始めとする事業者との関係の適正化、職員に対する研修の強化、入札監視体制の強化、監査のあり方の見直しなどを検討することとするが、当面の対応として、以下の措置を講ずる。

- ・ 理事長から全役職員に対してコンプライアンスの再徹底に関する指示を発出する。
- ・ 全役職員にコンプライアンスについての誓約書の提出を求める。
- ・ 事業者応接に際し、オープンな打合せスペース等で複数の職員により応接することを、改めて注意喚起する。(実施済み)
- ・ 事業者応接に際し、オープンな打合せスペース等で複数の職員により応接できない場合は、事前に記録に残る形で箇所長の承認を得なければならないこととする。
- ・ オープンスペースとなりうる会議室ドアに「事業者対応の際はドア開放」のポスターを掲示する。(実施済み)
- ・ 関係法令遵守及び発注者綱紀保持に関する意識改善を図るため、全役職員を対象としたeラーニングを実施する。(実施済み)
- ・ 全役職員を対象に、今回発生した北陸局の追加音源対策事案を具体例とした研修を実施し、改めて、再発防止の意識を徹底させる。

- ・事業者に対して発注者綱紀保持規程や契約申込心得の内容を改めて周知徹底する。

北陸新幹線(金沢・敦賀間)の概要



線路延長: 約125.1km

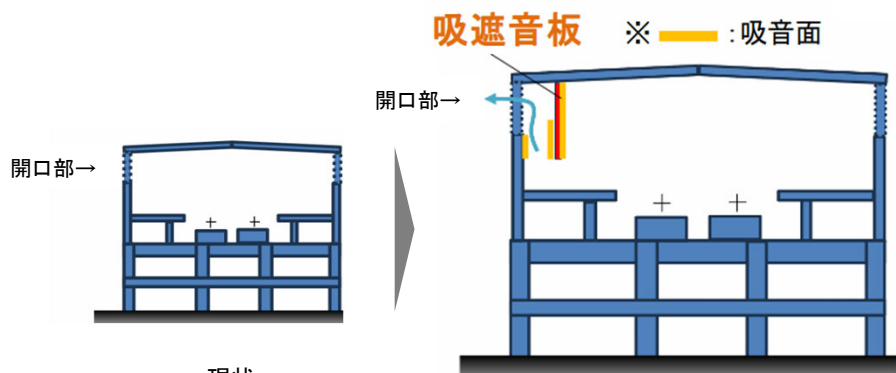
工事延長: 約114.6km

完成・開業: 2024(令和6)年3月16日

認可上の工事完成予定時期: 2027(令和9)年度末

北陸新幹線(金沢・敦賀間) 追加音源対策工事(駅施設)

駅施設の追加音源対策工事: 柱の内側(列車側)に吸遮音板を設置し、開口部から空気(圧力)を逃がしつつ、音を吸収する対策工事



※吸音面には、無数の小さな空隙に音を取り込み、摩擦によって音エネルギーを熱に変換する多孔質吸音板を使用



○ 小松駅



○ 加賀温泉駅



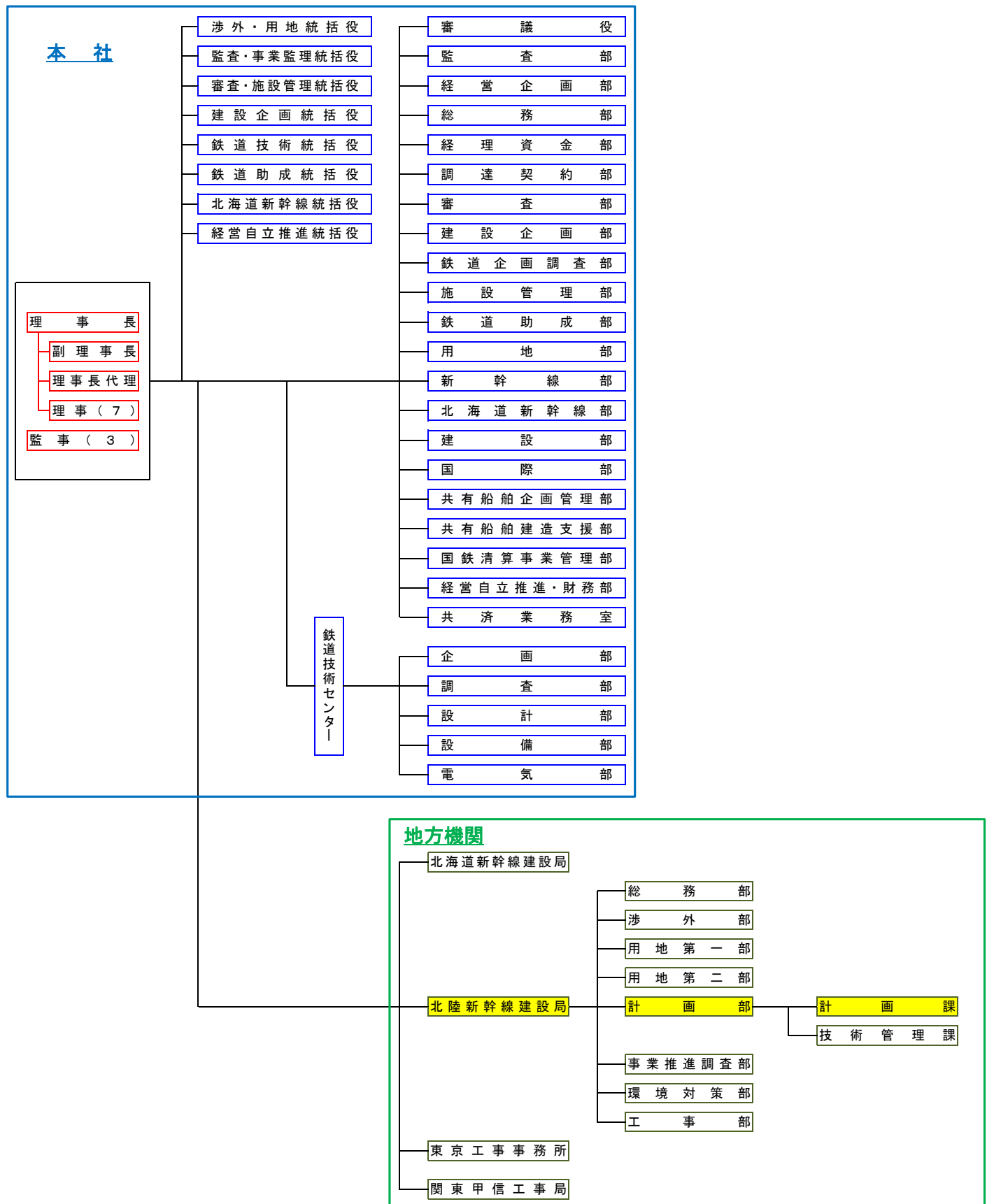
○ 芦原温泉駅



※赤色着色箇所は各駅施設の吸遮音板を設置する開口部。

鉄道・運輸機構組織図(抄)

(令和8年7月1日現在)



北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における 情報漏えい事案等に関する再発防止対策【概要】

当機構では、北陸新幹線（長野・金沢間）の融雪・消雪基地機械設備工事の入札において、職員による予定価格に関する情報の漏えい等が発生したことを受け、平成 26 年 9 月、当該事案に係る調査報告書を公表しました。

その後、調査報告書に記載した再発防止対策の内容に沿って、以下のような取組を行ってきたところです。

- ① コンプライアンス体制の強化（発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備、コンプライアンス研修の実施等）
（例）発注者綱紀保持規程では、発注事務に関し職員が遵守すべき責務や、事業者とはオープンスペースで複数の職員による対応を原則とする応接方法等を定めた。
- ② ガバナンスの強化（内部監査体制の構築等）
（例）監査部を総務・企画担当理事の所掌から外し、理事長が直接指揮監督する組織とした。
- ③ 入札・契約監視機能の強化（公正入札調査委員会の強化等）
（例）入札談合情報があった場合の調査において、外部専門家を活用するスキームを導入した。
- ④ 入札契約手続きの見直し（総合評価落札方式のルール整備等）
（例）恣意性の排除を徹底するため、技術提案の評価基準についてデータベースを活用することをルール化した。
- ⑤ 情報管理の徹底（外部事業者等との接触の制限等）
（例）部外来訪者が入館する際、原則として全員にバッジを貸出し、着用させるとともに、面会票で訪問先を網羅的に申告させる等の運用ルールを整備した。
- ⑥ ペナルティの強化（違約金加算条項を新設）
（例）工事請負契約書に、誓約書違反や入札談合の再犯に係る違約金加算条項を新設した。
- ⑦ 当機構 OB との関係適正化（OB がいる企業に配慮・優遇はしないと入札説明書等に明記する旨を規定し、周知徹底）
- ⑧ 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証（毎年度内部監査で実施状況を確認）

参照条文

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）抄

（職員による入札等の妨害）

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注者綱紀保持規程（平成26年4月機構規程第4号）抄

（発注担当職員及び職員の責務）

第3条 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)、その他の発注事務に係る関係法令等を遵守しなければならない。かつ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為をしてはならない。

2・3 （略）

（秘密の保持）

第7条 発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該秘密に係る発注担当職員以外の職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2・3 （略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（平成15年10月1日付け経会第23号通達）抄

（公正な入札等の確保）

第8条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札等に当たっては、他の入札参加者等と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）若しくは入札書、工事費内訳書その他契約担当役に提出する書類（以下「入札書等」という。）又は見積意思、見積価格若しくは見積書その他契約担当役に提出する書類（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格又は見積価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者又は契約の相手方の決定前に、他の入札参加者等に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等又は見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。

4・5 （略）